

現状と課題

- 「子育て世代包括支援センター」では、近年、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するために相談支援等を行うこととしている。2017年(平成29年)4月1日時点で525市区町村(1,106か所)に設置されており、2020年度末までに全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。
- 結婚年齢等の上昇と医療技術の進歩に伴い、不妊に悩む夫婦が増加している中、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成することにより不妊治療の経済的負担の軽減を図る。さらに、不妊専門相談センターを2019年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置することとしている(平成29年7月1日現在:66か所)。

講じた措置(予算・税制・法律等)

- 母子保健法を改正(平成29年4月1日施行)し、子育て世代包括支援センターの設置を市町村の努力義務とした。
- 平成30年度予算案において、産前・産後サポート事業、産後ケア事業及び産婦健康診査を実施するために必要な予算を計上。
- 不妊治療への助成については、現行の助成内容を継続することとし、安定的に事業を実施するために必要な経費を平成30年度予算案に計上。
- 不妊専門相談センターの全都道府県・指定都市・中核市での設置に向け、平成30年度予算案において、箇所数の増加に要する費用を計上。
- 子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを策定(平成29年8月)。

今後の方向性・スケジュール等

- 子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを研修等を通じて周知。